

令和6年度

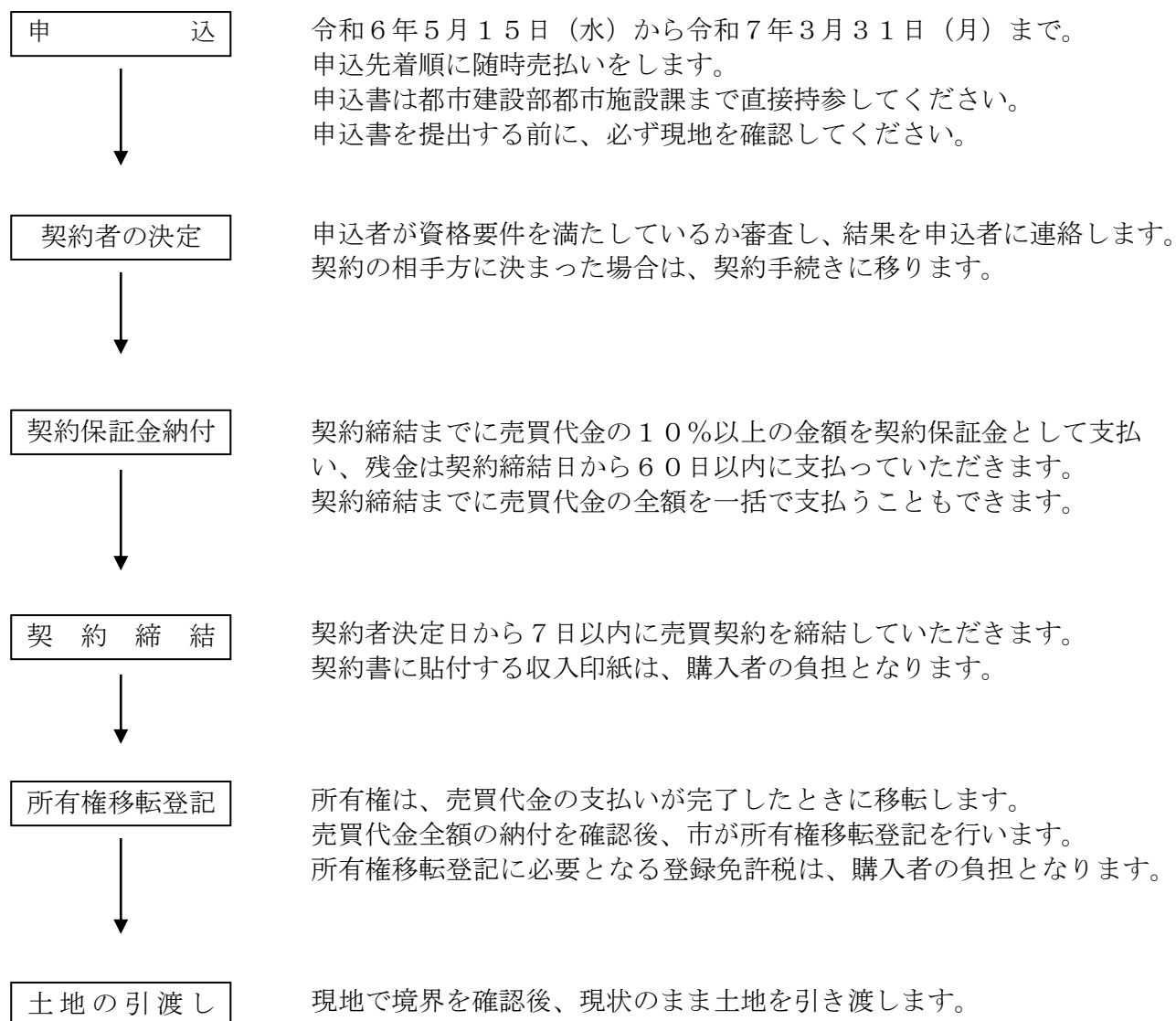
市有地売払いのご案内

藤岡市藤岡 148 番 2、148 番 3、150 番 2、
172 番 1、173 番 1、174 番 1
(古桜町広場)

申込書の提出・問い合わせ

藤岡市役所 都市施設課 都市施設係
電話：0274-40-2332

土地売払い（随時）のながれ



－ 目 次 －

1	売払い方法	3
2	資格要件	3
3	売払い物件	3
4	申込方法	4
5	契約者の決定	4
6	契約に当たって付する条件	4
7	売買契約の締結	5
8	売買代金の納付	5
9	所有権の移転等	5
10	その他	5
○案内図等		
	物件概要	6
	売払いに関する特記事項	7
	案内図	8
	地積測量図	9～16
	公図	17
○様式等		
	土地買取申込書	18
	暴力団排除に関する誓約書	19
	土地売買契約書（案内用）	20～22

1 売払い方法

申込先着順により随時売払いを行います。
この土地を売りたい人は、申込書を提出してください。

2 資格要件

法人のみご参加いただけます。ただし、次のいずれかに該当する人は参加できません。
なお、資格要件については、一般競争入札の参加者資格を準用しています。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 売払い物件

入札番号	所在地（登記簿地番）	地目	実測面積（㎡）	予定価格（円）	物件概要
1	藤岡市藤岡 148 番 2、148 番 3、150 番 2、172 番 1、173 番 1、174 番 1	宅地、雑種地	2,456.59	52,280,000	別紙参照

※ 物件の引渡しは現状のまま行います。

4 申込方法

(1) 提出書類

- ア 土地買取申込書
- イ 暴力団排除に関する誓約書
- ウ 身分を証する書類（発行後3か月以内のもの）

- ・登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
- ・法人代表者の印鑑登録証明書（法務局発行のもの）

※ 土地買取申込書、暴力団排除に関する誓約書は、本書の18～19ページの様式を使用してください。同じものをホームページからもダウンロードできます。

(2) 申込書類提出場所

住所：藤岡市中栗須327

藤岡市役所 中庁舎1階 都市建設部都市施設課

電話：0274-40-2332

※ 申込書類は、提出場所に直接持参して下さい。郵送、ファックス及び電子メール等による提出は受け付けられません。

※ 申込書を提出する前に、必ず現地を確認してください。

(3) 申込書類提出期間

令和6年5月15日（水）から令和7年3月31日（月）

午前9時～午後5時まで（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

※ 期限までに申込書を提出しない人又は資格要件を満たしていないと認められた人は、この土地を買うことができません。

(4) その他

2名以上の共有名義でも申込みできます。申込書に共有名義人全員の住所、氏名と持分割合を明記してください。

5 契約者の決定

契約の相手方は、次の方法により決定します。

- (1) 申込受付後に、資格要件について審査を行います。資格要件を満たしていると認められ、売払予定価格以上の買取価格を提示した申込者と、先着順で売買契約を締結します。
- (2) 同日に複数の申込みがあり、複数の人が資格要件を満たしている場合は、より高い土地代金を提示した人を契約の相手方とします。資格要件を満たしている同価格の申込みが同日にあった場合は、抽選により契約の相手方を決定します。抽選により契約の相手方を決定する場合は、申込者に連絡します。

6 契約に当たって付する条件

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体並びにその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用はできません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員による使用はできません。

7 売買契約の締結

- (1) 契約書の内容は20～22ページのとおりです。
- (2) 契約の相手方には、本市から契約書をお渡しします。契約者決定日から7日以内に記名、押印、印紙貼付のうえ、都市施設課に提出してください。
※ 必ず「土地買取申込書」の申込者名義で契約締結してください。
契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
- (3) 契約者決定日から7日以内に契約を締結しない場合、当該決定は効力を失います。

8 売買代金の納付

- (1) 売買代金の支払い方法は、次のいずれかとなります。
 - ア 契約の締結時まで、売買代金の全額を支払う方法
 - イ 契約の締結時まで契約保証金を支払い、その後、残金を支払う方法
売買契約の締結時まで売買代金の10%以上を契約保証金として支払い、契約締結日から60日以内に残金（売買代金から契約保証金を除いた差額）を支払っていただきます。
- (2) (1)のいずれの方法による場合も、市が発行する納入通知書により藤岡市市指定口座へ支払っていただきます。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) (1)イの方法を選択し、期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約を解除の上、契約保証金は違約金として市に帰属することになりますのでご注意ください。

9 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、購入者が売買代金の全額を支払ったときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金全額の支払いを確認後、市が行います。
- (3) 登記に必要となる「登録免許税」は、購入者の負担となります。
- (4) 売払物件は、所有権移転登記完了後、現地で境界を確認して引き渡します。
- (5) 売払物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。

10 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、藤岡市財務規則及び藤岡市財産規則の定めるところによって処理します。